

令和3年（行コ）第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人（一審原告） x 5 1 ほか

被控訴人（一審原告） X 1 ほか

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国（処分行政庁：原子力規制委員会）

参加人 関西電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

2022年5月20日

大阪高等裁判所 第6民事部 御中

一審原告である控訴人ら・被控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

弁 護 士 谷 次 郎

号証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲226	美浜3号炉事故の 全体像と課題	写し	2004年10 月7日	小出裕章 氏	2004年8月に発生した美浜3号炉 事故の状況について。	
甲227	「実用発電用原子 炉に係る新規制基 準の考え方につい て」 (抄 表紙、目次、 12頁～28頁)	写し	平成30年 12月19日 (改訂版)	原子力規 制委員会	行政手続法パブコメに対する「考 え方」は、意見集約に対するコメン トに過ぎず、新規制基準の中に含 まれないこと。	
甲228	書籍「福島第一原 子力発電所の地 質・地下水問題－ 原発事故後10年 の現状と課題－」	原 本	2020年7月 31日	福島第一 原発地 質・地下 水問題団 体研究グ ループ編 著 地学 団体研究 会	福島第一原発における汚染水問 題が、事故発生から10年を経過し ても収束させることができず深刻 化している状況。	
甲229	資料1 福島第一 原子力発電所にお ける汚染水問題へ の対策	写し	平成25年8 月8日	汚染水処 理対策委 員会事務 局	汚染水処理対策委員会が福島原 発事故発生から2年5カ月を経た 時点で、汚染水対策の「三原則」 ①汚染水を「取り除く」、②汚染源 に水を「近づけない」、③汚染水を 「漏らさない」を示して緊急対策を 執っていたこと。	

甲230	議事録 第186回 参議院 決算委員 会 第8号(抄 1,35- 38頁)	写 し	平成26年5 月19日	参議院決 算委員会	大飯原発の地下水流入量が100 m <sup>3</sup> /日であること。	
甲231	大飯発電所3号炉 及び4号炉 津波 に対する施設評価 について(抄 1, 2, 97, 98頁)	写 し	平成27年 12月	関西電力 株式会社	本件各原発では、建屋内に湧水 サンブが設置されていること。	
甲232	福島第一原子力発 電所事故を踏まえ た安全性向上対策 の実施状況等につ いて(抄 表紙、24 -26頁)	写 し	平成26年1 月28日	関西電力 株式会社	参加人の自主的対応として、吸着 材であるゼオライトの買い置きを 約50km離れた「美浜整備セン ター」へ搬入し、上記吸着剤を用 いた汚染冷却水の浄化用の設備 を事故後に設置することを福井県 の専門委員会に対して繰り返し挙 げて説明していること。	
甲233	福島第一原子力発 電所事故を踏まえ た安全性向上対策 の実施状況等につ いて 参考資料(抄 表紙-7頁)	写 し	平成27年5 月7日	関西電力 株式会社	同上	
甲234	これまでの委員会 等において事業者 から提出された資 料(抄 表紙、96 頁)	写 し	平成29年 11月22日	関西電力 株式会社	同上。 及び、参加人がシルトフェンス整 備と排水路への吸着剤配置という 2点以外の追加対策として、側溝 等に流出した汚染水を回収・浄化 する海水循環型浄化装置を事故 後に設置するとしていること。	

甲235	大飯発電所3、4号機の安全性向上対策等に係るこれまでの審議の取りまとめ(抄表紙、目次、39頁)	写し	同上	福井県原子力安全専門委員会	参加人の自主的対応として、吸着材であるゼオライトの買い置きを約50km離れた「美浜整備センター」へ搬入し、上記吸着剤を用いた汚染冷却水の浄化用の設備を事故後に設置することを福井県の専門委員会に対して繰り返し挙げて説明していること。 また、参加人がシルトフェンス整備と排水路への吸着剤配置という2点以外の追加対策として、側溝等に流出した汚染水を回収・浄化する海水循環型浄化装置を事故後に設置するとしていること。	
甲236	第82回福井県原子力安全専門委員会参考資料(抄表紙、2、3頁)	写し	平成27年9月3日	関西電力株式会社	参加人がシルトフェンス整備と排水路への吸着剤配置という2点以外の追加対策として、側溝等に流出した汚染水を回収・浄化する海水循環型浄化装置を事故後に設置するとしていること。	
甲237	「大飯発電所敷地内破砕帯の追加調査 -最終報告- 概要版」	写し	平成25(2013)年8月19日	参加人	台場浜トレンチ内の活断層が南方のボーリング部の破砕帯にまで連続している可能性が否定できないこと。	最終報告書・概要版の表紙及び同報告書83頁を抜粋したもの。
甲238	意見書	原	令和4(2022)年5月18日	芦田 讓	①三次元反射法地震探査の有用性及び本件原子力発電所敷地周辺においても三次元反射法地震探査を行うべきであること。 ②参加人が実施した二次元反射法地震探査等に問題があること。	

甲239	もったいない学会 WEB学会誌 Volume1,pp.50-53 「三次元地震探査 の有用性につい て」	写	平成 19(2007)年 10月17日	横田 俊 之	二次元反射法地震探査の場 合、地震波は測線直下のみを移 動すると考えるため、地下構造解 釈を誤る危険性があること。 一方で、三次元反射法地震探 査では、地下構造を正確に把握 することが可能であること。
甲240	物理探査 第71巻 (2018)33-42頁 「超高分解能三次 元地震探査 (UHR3D)－日奈 久断層帯海域部 における実施例－」	写	平成 30(2018)年 3月29日	猪野 滋 ほか	平成29(2017)年に八代湾で 行われた海上からの三次元探査 により、①それまで認識されて いた断層が水平方向にずれている 横ずれ断層であり、そのずれの量 も認識できたこと、②また、それ まで認識されていた断層以外にも複 数の断層を把握することができた こと、③さらに、従来の二次元探 査では直線的に把握されていた活 断層が実際は鍵状に折れ曲がっ て連続することや、従来の二次元 探査で把握されていた断層の伸 びる方向が実際は大きく異なっ ていたことや、「FaultB」の近辺に昔 の川の流路が存在したことまでも が明らかになったこと。 このように、実際に行われた八代 湾での三次元探査の結果からも、 三次元探査が二次元探査に比し て有用な地下探査方法であるこ とは明らかであること。
甲241	「三次元音波探査 を用いた海底地盤 調査のご提案」	写	令和元 (2019)年7 月	(株)地球 科学総合 研究所	
甲242	もったいない学会 ホームページ 『「大飯原発再稼働 阻止」訴訟に提出 の「反射法地震探 査」のデータ評価』	写	平成 29(2017) 年5月7日	田村 八 洲夫	参加人が行った本件原子力発 電所敷地の反射法地震探査の結 果について、反射法地震探査の 専門家である元物理探査学会理 事の田村八洲夫氏は、①反射波 列の形状が水平あるいは単調な 傾斜でなく、うねるなどしている こと、②反射波列が連続的に連な っておらず、何カ所かで破断され ていること、③回折波という特異 な波列が見られ断層の存在を強 く示唆していること、④そして 回折波の現れ方から推定される 断層の延びている方向が本件原 子炉建屋の方向であることが読 み取れると述べていること。